



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—金融商品の減損の移行規定 及び開示について暫定合意

2015年2月11日及び3月11日に開催されたボード会議において、FASBは、金融商品の減損に関する基準書案(ASU案)¹における移行措置及び開示について合意に至った。FASBは最終基準書のドラフトを作成するようスタッフに指示し、今後の会議において適用日について討議する予定である。

【重要な決定事項】

- FASBは、購入した信用毀損(purchased-credit impaired, PCI)金融資産及び一時的でない減損(other-than-temporarily impaired, OTTI)の対象となる負債証券に関する適用日の移行措置を設けた。
- 売却可能に区分された負債証券に関する開示規定は引き継がれ、ASU案の信用リスクの開示に係る一般的な原則²に従い更新される。
- 償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する(FVOCI)金融資産について、償却原価の期間ごとの増減表の開示は要求されない。
- 貸出債権の信用の質の指標を、資産が組成された年度ごとに区分して開示する。

【主な影響】

- 企業は、新しい開示規定(特に、組成年度ごとに区分された信用の質の指標)を評価し、これらの開示規定がシステム、プロセス及びコントロールに与える影響を評価することが必要となる可能性がある。
- OTTI負債証券及びPCI金融資産に関する移行措置は、当初提案されていた移行措置と比較して、企業が適用する際の負担が少ないと考えられる。

¹ ASU案「金融商品—信用損失」2012年12月20日。www.fasb.orgより入手可能。

² ASC Subtopic 320-10「投資—負債証券及び持分証券」。www.fasb.orgより入手可能。

【購入した信用毀損金融資産】

FASBは、移行時に企業がPCI金融資産について以下の会計処理を行うことを決定した。

- 取得された信用の質が悪化している貸付金及び負債証券のうち、企業がASC Subtopic 310-30を適用しているもの(類推適用も含む)はすべて、適用日においてPCI金融資産として分類する³。
- その他の以前に取得した資産が新たなPCI資産の定義を満たすか否かについて、適用日に企業がさらなる評価を行うことは認められない。
- 企業は残存期間にわたる予想信用損失の引当金を適用日にグロスアップし、PCI資産の帳簿価額に同額の調整を行うことを要求される。
- 適用日の利回りに基づいて利息収益を認識する。

FASBは、残存期間にわたる予想信用損失の当初認識後の増減を、予想信用損失引当金を通じて認識し、同額の調整額を当期の信用損失引当金に認識することも決定した。

背景

ASC Subtopic 310-30における現行のPCI資産の定義は、ASU案の定義と異なる。また、一部の企業はASC Subtopic 310-30を、他の購入した貸付金に類推適用している。ASU案へのコメント提出者は、ASU案の適用日より前に購入した貸付金を新たなPCIの定義に基づいて再評価すべきか否か、また再評価する場合は、その基準日を適用日とするか、あるいは資産の取得日とするかについて質問をした。

現在は、取得時の予想キャッシュフローが取得者によるPCI資産への当初投資額を超過する部分は、当該資産の残存期間にわたる一定利回りベースで(level-yield basis)利息収益として認識している。当初認識後に見積将来キャッシュフローの大幅な増加があった場合には、利回りを引き上げることによってこの変動を将来に向かって認識している。FASBは、企業がPCI資産に係る利息収益を、適用日の利回りに基づいて認識し続けるようにすることを決定した。

【一時的でない減損の対象となる負債証券】

FASBは、企業がOTTI負債証券に関するASUの規定を、適用日において将来に向かって適用することを決定した。

- 適用日におけるその他の包括利益累計額(AOCI)の過年度の認識額のうち、キャッシュフローの大幅な改善に関連する金額は、負債証券の残存期間にわたる一定利回りベースで利息収益として認識し続ける。
- 適用日後の信用の質の改善によるキャッシュフローの改善は、損益計算書上の信用損失引当金を通じて計上される。

背景

FASBは、以前の会議において、売却可能に区分された負債証券を残存期間にわたる予想信用損失モデルの適用範囲から除外することを決定した。減損金額は、過年度に認識した信用損失の戻し入れが認められる引当金勘定を通じて認識する。現行のU.S. GAAPのもとでは、負債証券に係る信用損失は償却原価の調整により損益に認識され、信用の質が改善したとしても調整は行われていない。

³ ASC Subtopic 310-30 「債権—取得された信用の質が悪化している貸付金及び負債証券」 www.fasb.org より入手可能。



減損プロジェクトのスケジュール

- 2010年—公開草案
- 2012年12月—改訂公開草案
- 2013年4月—コメント期間の終了
- 2013年から現在—再審議
- 2015年—最終基準書を公表予定

ASU案は、適用日において負債証券の帳簿価額に累積影響額の調整を行うこと、及び期首利益剰余金またはその他の適切な資本項目に、同額の調整を行うことを要求していた。この提案に対するコメント提出者は、OTTI負債証券の移行措置に関する追加的なガイダンスを求めており、特に以下の2つの事項を強調していた。

- 当初認識された引当金のうちのどれぐらいが直接減額されているかを決定するには、事後判断(hindsight)が必要となる可能性がある。
- 減損が認識された後にキャッシュフローが大幅に改善した負債証券の会計処理。現行のU.S. GAAPのもとでは、当初認識後の改善は利回りの調整として将来に向かって認識している。

【開示】

企業は償却原価及びFVOCIで測定する金融資産について、予想信用損失引当金の期間ごとの増減表を開示することが要求される。FASBは、償却原価の増減表の開示は要求しないことを決定した。ただし、企業は、現行のU.S. GAAPのもとで要求される、すべてのクラスの貸出債権(クレジット・カードなどのリボルビング信用枠を除く)に関する信用の質の指標の開示を、資産が組成された年度ごとに区分して行う⁴。主要要求事項は以下のとおりである。

- 組成年度ごとの区分は、所定の最低年次報告期間数について行う。また、これらの期間より前に組成された貸出債権がある場合には、合計の欄に開示する。
- 企業は、現行のU.S. GAAPを適用して、ローンの借替えやリストラクチャリングが新たなローンまたは従前のローンの条件変更該当するかを判断する⁵。
- リボルビング信用枠は、組成年度別の開示を要求されることはないが、信用の質の指標ごとの区分は依然として要求される。

背景及び考察

ASU案は、償却原価及びFVOCIで測定する金融資産について、信用損失引当金の増減明細表を開示するという現行のU.S. GAAPの要求事項を引き継ぎ、償却原価の増減明細表も開示することを提案していた。財務諸表利用者はこの要求事項を概ね支持したが、財務諸表作成者は適用上困難であると考えた。

【移行開示】

FASBは、ASU案に含まれていた以下の移行開示の要求事項について合意した。

- (a) 会計原則の変更の性質(新たに適用された会計原則の説明を含む)。
- (b) 会計原則の変更の適用方法。
- (c) ASU案が適用される最初の報告期間の期首現在における、適用による財政状態計算書上の表示項目に対する影響(影響が重要である場合)。財務諸表上の小計に対する影響の開示は求められない。
- (d) ASU案が適用される最初の報告期間の期首現在における、変更による利益剰余金または、その他の資本項目に対する累積影響額。

⁴ 貸出債権は、(1) 要求に応じて、あるいは固定または確定可能な日付に金銭を受け取る契約上の権利を表し、(2) 企業の財政状態計算書において資産として認識される貸出取引である。貸出債権は貸付金、売掛債権及び受取手形を含んでいるが、これらに限定されない。

⁵ ASC Paragraph 310-20-35-9から35-12。www.fasb.orgより入手可能。

- (e) 期中財務諸表を公表する企業は、変更が生じた年度の期中財務諸表及び変更が生じた期間の年次財務諸表において、項目(d)を開示する。

【次のステップ】

FASBは最終基準書のドラフトを作成するようスタッフに指示した。ドラフト作成の過程においてスタッフは、信用の質の開示を組成年度ごとに区分して行うという要求事項、残りの識別されている論点、及び適用日に関して、財務諸表作成者及び財務諸表利用者にアウトリーチを実施する予定である。FASBは残りの論点、これまでに至った決定事項の費用対効果と複雑性、及び適用日についてスタッフと討議する予定である。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 会計・審査統括部

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Mar. 2015 No. 15-9をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。